

# 「平成20年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案」について

平成21年1月  
財 務 省

## 1. 法律案の趣旨

平成20年度の一般会計補正予算（第2号）における国民生活の安定と経済の持続的な成長に資するため緊急に実施する措置に必要な財源を確保するための臨時の措置として、同年度における財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れに関する特例措置を定めるもの。

## 2. 法律案の概要

平成20年度の一般会計補正予算（第2号）により追加される歳出の財源に充てるため、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第58条第3項の規定にかかわらず、同年度において、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から4兆1,580億円を限り、一般会計に繰り入れることができることとするもの。

## 3. 施行期日

公布の日（平成20年度補正予算（第2号）関連）